

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月12日
【会社名】	株式会社エイチアイ
【英訳名】	HI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川端 一生
【本店の所在の場所】	東京都目黒区東山一丁目4番4号
【電話番号】	(03)3710-2843(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門部門長 星 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区東山一丁目4番4号
【電話番号】	(03)3710-2843(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門部門長 星 和彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当163,377,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,600株(注)	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定の無い当社における標準となる株式です。 なお、当社は単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

- (注) 1 平成22年11月12日開催の取締役会決議によります。  
2 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,600株	163,377,600	81,688,800
一般募集			
計(総発行株式)	1,600株	163,377,600	81,688,800

- (注) 1 第三者割当の方法によります。  
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、81,688,800円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
102,111	51,055.50	1株	平成22年11月29日(月)		平成22年11月29日(月)

- (注) 1 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行ないません。  
2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
3 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所に申込み、払込期日に下記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものいたします。  
4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エイチアイ 管理部門総務人事部	東京都目黒区東山1丁目4番4号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 東恵比寿支店	東京都渋谷区恵比寿1丁目10番10号

**3【株式の引受け】**

該当事項はありません。

**4【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
163,377,600	600,000	162,777,600

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等及び手数料等は含まれておりません。

**(2)【手取金の使途】**

上記の差引手取概算額162,777,600円につきましては、その全額を収益基盤の強化を目的として、3D分野のソフトウェア開発の為に人件費、並びにソフトウェア開発会社に対する業務委託費に充当する予定であります。また、それぞれにおける内訳金額は現時点では未定であります。

なお、具体的な使途については、以下の通りとなっております。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
1. アプリケーション事業において、サービス事業者に対して提供するサービスプラットフォーム(注)の一部である3Dグラフィックス技術分野での新規ソフトウェア開発にかかる開発人員の人件費 2. 上記ソフトウェア開発において、社内開発人員の不足を補う目的で外部ソフトウェア開発会社に開発業務を委託する費用	162	平成22年11月から平成24年3月まで

(注) サービスプラットフォームとは、ITサービスを実現させる基盤環境のことであり、ITサービス事業者が、ECサイトやSNSサイト等のネットワーク上のサービスを構築する際に必要となる基盤技術や機能を提供するソフトウェア部品等を集めた基盤となるシステムを指します。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】****1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要**

名称	株式会社ディー・エヌ・エー
本店の所在地	東京都渋谷区代々木四丁目30番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月28日関東財務局長に提出 有価証券報告書の訂正報告書 事業年度 第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年9月29日関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 第13期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) 平成22年8月12日関東財務局長に提出

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、平成22年11月12日現在におけるものです。

## c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、「優れたヒューマン・インターフェースとアプリケーションの創造を通じた真に豊かなコンピューターライフの実現」を企業理念とし、3Dレンダリングエンジン・ソフトウェア「MascotCapsule®」の提供を中心に、ミドルウェア事業、アプリケーション事業の2つの事業セグメントによる事業展開をしております。

ミドルウェア事業においては、主力製品である「MascotCapsule」を国内外の携帯端末及び携帯端末向けチップ等ヘライセンス販売及び「MascotCapsule」の技術を活用した受託開発業務を行なってまいりました。

アプリケーション事業においては、当社の主力製品である「MascotCapsule」に代表される3Dグラフィックスの技術やキャラクターデザイン力等を活用した、ITサービスやコンテンツの受託開発、運用受託等を行なってまいりました。

当社グループの事業のこれまでの収益の中心であった携帯電話関連市場は、国内携帯端末の出荷台数の減少傾向の継続に加え、国内・海外市場において、スマートフォンの市場参入が進む等、市場環境が急激に変化しております。

そうした市場環境の変化の中、当社グループは、携帯端末の出荷台数に左右されない事業基盤の確立を目指し、中期的な戦略を現在進めております。

中期戦略において、ミドルウェア事業では、携帯端末以外のデジタル家電機器分野等への事業展開を継続・拡大しており、一定の成果が現れ始めております。アプリケーション事業では、当社グループの有する技術の対価として、デバイスからの収益獲得のみならず、サービス領域からの収益獲得を目指し、継続的なサービス提供によるロイヤリティ収入や運用収入による収益基盤の確立を進めております。

そのような戦略の中、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等のサービス事業者において、サービスプラットフォーム(Webサービスやゲーム等を開発する為に開発者が活用する基盤技術)の需要が、今後ますます高まるものと想定し、国内の大手SNS事業者に対して提案活動を推進してまいりました。

その活動の成果として、平成22年4月には、携帯向けゲーム・交流サイト運営及びeコマース事業を行なっている株式会社ディー・エヌ・エーが運営するケータイ総合ポータルサイト「モバゲータウン」のモーションアバター(3Dアバター)における基盤技術として、当社グループのMascotCapsule®ファイルフォーマットが採用され、同時にモバゲーオープンプラットフォームを利用するモバゲーアプリ開発企業に対しては、当社グループの開発ツールを提供し、アバター構築における「モバゲータウン」の基盤フォーマットとして活用されることとなりました。

今後、国内大手SNS事業者である株式会社ディー・エヌ・エーとの関係を強化し、次世代3D環境の開発、環境構築等を目的とした協業体制を推進し、中期戦略であるサービス領域からの収益基盤の強化を実現することが、当社の企業価値の向上と既存株主の皆様の利益向上につながるものと判断し、株式会社ディー・エヌ・エーを割当先に選定し、第三者割当増資を実施するものであります。

## d. 割り当てようとする株式の数

株式会社ディー・エヌ・エーに普通株式1,600株を割り当てる予定です。

## e. 株券等の保有方針

本第三者割当に関しましては、関係強化の主旨に鑑み、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は割当先に対して、払込期日から2年以内に当該割当新株式の全部または一部を割当先が譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称および譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所に報告すること並びに当該報告書内容が公衆の縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定であり、割当先よりその内諾を得ております。

## f. 払込みに要する資金等の状況

株式会社ディー・エヌ・エーが関東財務局長に提出した直近の有価証券報告書(平成22年6月28日提出)及び四半期報

告書(平成22年8月12日提出)に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当の払込みについて問題のないことを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

割当先である株式会社ディー・エヌ・エーは東京証券取引所市場第一部に上場しております。

同社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、当該割当予定先および当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本第三者割当増資の1株あたりの発行価格は、割当先との協議の結果、102,111円としました。

これは、本第三者割当増資に係る発行決議日の直前営業日から遡る3ヶ月間(平成22年8月12日から平成22年11月11日まで)の大阪証券取引所における当社株式の終値平均(円未満切捨て)を採用したものです。

平均株価を参考とした理由は昨今の株式市場の変動の大きさを鑑み、特定の一時点の株価を参考とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を基準株価とする方が、算定根拠として合理性があるとの考えによるものです。

発行決議日の直前営業日の終値は101,700円(発行価格との比較で0.4%のプレミアム)、当該直前営業日までの直近1ヶ月間の終値平均は86,018円(発行価格との比較で18.7%のプレミアム)、当該直前営業日までの直近6ヶ月間の終値平均は142,988円(発行価格との比較で28.5%のディスカウント)となっております。

本第三者割当増資の1株あたりの発行価格の決定において、直近6ヶ月ではなく直近3ヶ月間の平均価格を採用した理由といたしましては、当社の株価が、平成22年1月4日での終値43,600円から平成22年4月15日では終値294,800円まで短期間で大幅に上昇し、その影響から平成22年7月末まで高水準を維持したことによります。その後、当社の株価は断続的に下落いたしました。直近6ヶ月間の終値平均で算出した場合、上記の短期間での株価変動による影響を大きく受けた期間を含むことから発行価格には採用しないことといたしました。直近3ヶ月間終値平均については、直前営業日終値及び直近1ヶ月間の終値平均に対し価格が上回っていることから、有利発行には当たらないと判断し、直近3ヶ月間の終値平均を発行価格とし採用したものであります。

また、発行価格の適法性については、監査役会から、当社株式の価値を表す客観的な値である株式市場を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、上記算定根拠による発行価格は、適正かつ妥当であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

現在の当社の発行済株式総数は、29,010株(総議決権数29,010個)、本第三者割当にかかる新株式発行数は1,600株(議決権数1,600個)であり、現在の発行済株式総数の5.5%(議決権数における割合は5.5%)に相当し、本第三者割当後における発行済株式総数は30,610株(総議決権数30,610個)、本第三者割当後における発行済株式総数に対する割合は5.23%(議決権数における割合は5.23%)となり、一定の希薄化が発生します。

しかしながら、本第三者割当により、株式会社ディー・エヌ・エーとの協業関係を強化し、これによりサービス領域からの収益基盤の強化を図る事が出来ると判断され、長期的な視点からは既存株主の皆様の利益にも資するものと考え、合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に對 する所有議決 権数の割合
有限会社川端本舗	神奈川県横浜市都筑区大丸 7-26	2,800	9.65%	2,800	9.15%

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11-1	1,840	6.34%	1,840	6.01%
川端 一生	神奈川県横浜市都筑区	1,713	5.90%	1,713	5.60%
株式会社ディー・エヌ・エー	東京都渋谷区代々木四丁目30番3号			1,600	5.23%
株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区永田町二丁目11-1	1,520	5.24%	1,520	4.97%
キヤノン株式会社	東京都大田区下丸子三丁目30-2	1,200	4.14%	1,200	3.92%
ダイワボウ情報システム株式会社	大阪府大阪市中央区本町三丁目2-5	1,000	3.45%	1,000	3.27%
株式会社アプリックス	東京都新宿区西早稲田二丁目18-18	840	2.90%	840	2.74%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2-10	623	2.15%	623	2.04%
矢部 幸喜	神奈川県横浜市青葉区	540	1.86%	540	1.76%
計		12,076	41.63%	13,676	44.68%

(注) 割当前の所有株式数及び総議決件数に対する所有議決権数の割合は、平成22年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1【資本金の増減】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日（平成22年11月12日）までの間において次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増加数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成22年4月1日～ 平成22年11月12日	466	29,010	16,018	1,111,758	16,018	859,281

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

### 2【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期 第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月19日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 斉藤 浩史

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 敏子

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチアイ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイチアイの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エイチアイが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月11日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 敏子 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイチアイ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月18日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 上林 敏子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチアイ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エイチアイの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エイチアイが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 淳史 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 広幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイチアイ及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 浩史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 敏子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチアイの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月18日

株式会社エイチアイ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上林 敏子  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 淳史  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイチアイの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エイチアイの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。